

～市町村の議会の議員の定数及び任期について～

市町村合併を 考えよう！

No. 24

合併方式については、「新設合併」とすることで承認されておりますが、今回は合併における議会議員の取り扱いについてお知らせします。
尚、新市の議会議員の取り扱いについては、現在協議中です。

市町村合併が行われた時は、新設合併の場合であれば合併関係市町村の議会の議員はすべてその身分を失い、編入合併の場合は、編入する合併関係市町村の議会の議員の身分には変動ありませんが、編入されることにより消滅する合併関係市町村の議会の議員はすべてその身分を失うのが原則です。

市町村の議会の議員の定数については、地方自治法第91条で定められていますが、合併特例法第6条及び第7条において、合併に伴う定数特例や在任特例が設けられています。

これらの特例の適用の有無やその内容については、合併前に合併関係市町村が協議を行う必要があります。この協議については、合併前に合併関係市町村の議会の議決を経るものとされています。

地方自治法（抜粋）

〔市町村議会の議員の定数〕

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、該当各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

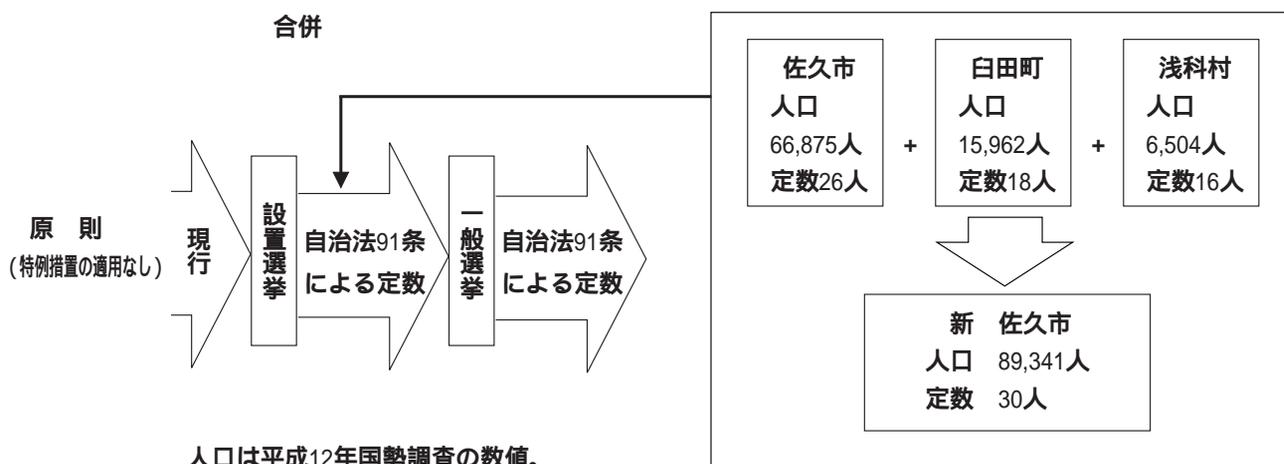
- 1 人口2,000未満の町村 12人
- 2 人口2,000以上5,000未満の町村 14人
- 3 人口5,000以上10,000未満の町村 18人
- 4 人口10,000以上20,000未満の町村 22人
- 5 人口50,000未満の市及び人口20,000以上の町村 26人
- 6 人口50,000以上100,000未満の市 30人
- 7 人口100,000以上200,000未満の市 34人

新設合併の場合

(1) 地方自治法による原則.....合併前の市町村の議員はすべて身分を失い、合併後50日以内に新たな議員の設置選挙を行う。

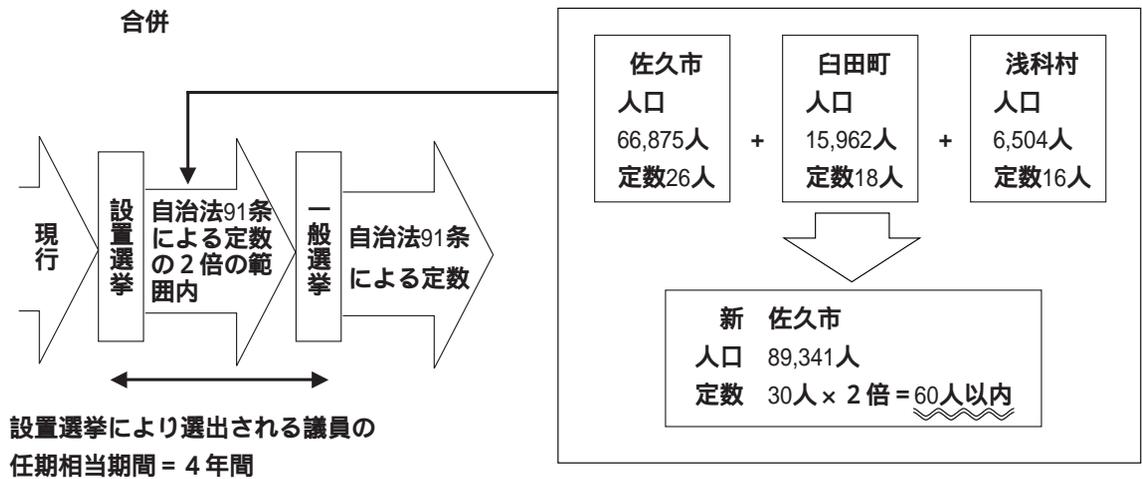
議員の定数・在任特例適用パターン

具体例（平成15年の改正後の定数基準による。以下同じ）

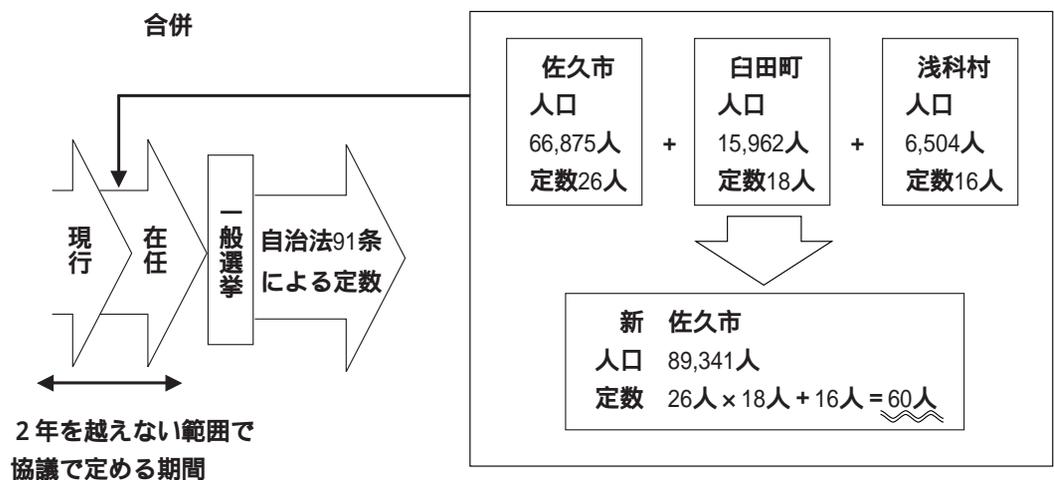


2) 合併特例法による特例

定数特例.....合併する市町村が協議を行い、法定定数の2倍以内で議員定数を設置し、合併後50日以内に設置選挙を行う。



在任特例.....合併する市町村が協議を行い、合併前の市町村の議員が2年以内の期間引き続き在任する。



**任意合併協議会が
開催されます**

日 時 11月25日(火)
 午後4時30分から

場 所 佐久市役所
 8階 大会議室

合併問題出前講座

町では、先に市町村合併地区別懇談会を行いました。更に合併に関する知りたい点、不明な点等を住民の皆さんに一人でも多く知っていただくため、「合併問題出前講座」を行います。開催にあたっては昼夜を問いません。

希望する団体・グループ等は、役場企画調整課までご連絡ください。

連絡先 電話 82 - 3111
(内線 257、277)